

国空航第 2857 号  
国空機第 3020 号

## 無人航空機の飛行に係る許可・承認書

蒼天行政書士事務所  
代表者 上津原 雄一 殿

平成 28 年 7 月 4 日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第 132 条ただし書及び第 132 条の 2 ただし書の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項： 航空法第 132 条第 2 号  
航空法第 132 条の 2 第 3 号

許可等の期間： 平成 28 年 7 月 15 日から平成 29 年 7 月 14 日

無人航空機： DJI 社製 Phantom 3

無人航空機を飛行させる者： 上津原 雄一

飛行の経路： 日本全国（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限る。）

条件：

- 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行せること。
- 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- 許可等の期間において 3 ヶ月ごと及び許可期間終了後に、飛行実績を報告すること。

平成 28 年 7 月 15 日

国土交通大臣 石井 啓一

